京都府公立大学法人における個人情報の保護に関する規程

令 和 5 年 4 月 1 日 京都府公立大学法人規程第 47 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、京都府公立大学法人(以下「本法人」という。)における個人情報の取扱い及び京都府公立大学法人匿名加工情報(京都府公立大学法人匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。)の提供に関する事項その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この規程において使用する用語は、法で使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。
- 2 この規程において「保有個人情報」とは、本法人の役員又は教職員(派遣労働者を含む。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本法人の役員又は教職員が組織的に利用するものとして、本法人が保有しているものをいう。ただし、法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。
- 3 この規程において「京都府公立大学法人匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも 該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に京 都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第6条に規定する非公開情報(同条第 1号に掲げる情報を除き、同条第3号ただし書に規定する情報を含む。)が含まれている ときは、当該非公開情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をい う。
- (1) 法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- (2) 本法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている公文書の京都府情報公開条例第4条の規定による公開の請求があったとしたならば、次のいずれかを行うこととなるものであること。
- ア 当該公文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を公開する旨の決定をすること。
- イ 京都府情報公開条例第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- (3) 本法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第60条第1項 の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 4 この規程において「京都府公立大学法人匿名加工情報ファイル」とは、京都府公立大学法人匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 特定の京都府公立大学法人匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、本項に規定する情報の集合物に含まれる京都府公立大学

法人匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の京都府公立大学法 人匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、 目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(本法人の責務)

第3条 本法人は、関係法令、規程等を遵守し、個人情報を尊重し適正に取り扱わなければならない。

第2章 個人情報の取扱いに係る義務

(利用目的の特定)

- **第4条** 本法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第5条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用 目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 本法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継すること に伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前におけ る当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱っては ならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 本法人が、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
- (6) 本法人が、学術研究機関等に個人データ(個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。以下同じ。) を提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

(不適正な利用の禁止)

第6条 本法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により 個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

- 第7条 本法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 本法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個 人情報を取得してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 本法人が、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配 慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益 を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(本法人と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則 (平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「法施行規則」という。) で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号。以下「政令」という。)第9条で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

- **第8条** 本法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 本法人は、前項の規定にかかわらず、本法人と本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 本法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、 又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本法人の権利又は正当な利益を 害するおそれがある場合

- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

- 第9条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新 の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データ(保有個人 情報に該当しないものに限る。)を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 2 本法人の組織(当該組織の事務を処理する事務組織を含む。以下同じ。)で個人情報を 取り扱う者(以下「取扱担当者」という。)は、個人情報を情報システムに入力する際に は、その重要度に応じて、既存の個人データの確認、入力原票と入力内容との照合、入 力前の個人情報と入力後の個人データの照合等を行うものとする。
- 3 取扱担当者は、取り扱う個人データの内容に誤り等を発見した場合は、第11条第3項 に定める保護管理者の指示の下で訂正等を行うものとする。

第3章 安全管理措置

(安全管理措置)

第10条 本法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人 データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(組織的安全管理措置としての管理体制)

- 第11条 本法人に、個人情報の適正な管理を行うため、総括保護責任者を置き、総務・経 営担当理事をもって充てる。
- 2 総括保護責任者は、本法人における個人情報の管理に関する事務を総括する。
- 3 本法人に、本法人における個人情報の管理に関する事務を行う保護管理者を置き、本 法人の組織の所属長をもって充てる。
- 4 保護管理者は、取扱担当者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報管理委員会)

- 第 12 条 総括保護責任者は、必要と認めるときは、個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、個人情報管理委員会を置くことができる。
- 2 個人情報管理委員会に関し必要な事項は、理事長が定める。

(個人データの管理)

- 第13条 保護管理者は、所管する部署の保有する個人データを適正に管理するため、別に 定める台帳を作成し、以下の室又は課に備え置く。
 - (1) 法人本部の業務に関する個人データ 法人本部総務室
 - (2) 京都府立医科大学(附属北部医療センターを除く。)の業務に関する個人データ 京都府立医科大学事務局総務課
 - (3) 京都府立医科大学附属北部医療センターの業務に関する個人データ 京都府立医科 大学事務局北部総務課

- (4) 京都府立大学の業務に関する個人データ 京都府立大学事務局総務課
- 2 各所属の取扱担当者は、個人データの取扱状況を確認するため、別に定める記録簿を 作成しなければならない。
- 3 保護管理者は、定期的又は臨時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認しなければならない。

(人的安全管理措置としての教育研修)

第14条 本法人は、取扱担当者に対し、個人データの取扱いに関する留意事項について、 適切に教育及び研修を行うものとする。

(物理的安全管理措置)

第15条 保護管理者は、個人情報を取り扱う事務室等への入退室者の管理、個人データの 盗難の防止等の措置を講じるものとする。

(技術的安全管理措置)

第 16 条 情報システムからの漏えい等の防止等の個人データに対する技術的な安全管理 措置については、各大学において別に定めるところにより、適切な措置を講じるものと する。

第4章 個人データの委託等

(委託先の監督)

- 第17条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者等に委託するとともに、委託を受けた者に個人データを提供することができる。
- 2 前項の場合、本法人は、委託に係る当該個人データの安全管理が図られるよう、委託 を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 前項の監督のため、本法人は、委託をしようとする者の選定に当たって、その者の業務・管理体制、関係の規程の整備等の状況を確認するとともに、必要に応じて個人データを取り扱う場所の実地の確認等をすることにより、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。
- 4 保護管理者は、第1項の委託に係る契約について、その実施の状況を把握するため、 委託を受けた者に対して、必要に応じ監査等を行うものとする。

(漏えい等の報告等)

- 第 18 条 取扱担当者は、個人情報の漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合 は、直ちに保護管理者に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた保護管理者は、総括保護責任者に報告するとともに、速やかに次 の措置を講じなければならない。
- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表

- 3 本法人は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利害を害するおそれが大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った日から30日以内(当該事態が第3号に定めるものである場合にあっては60日以内)に、当該事態が生じた旨を法第130条第1項に規定する個人情報保護委員会(以下、「個人情報保護委員会」という。)に報告しなければならない。あわせて、本法人は必要に応じ、その他の関係機関に連絡するものとする。
- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。)の漏えい、滅失又は毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい 等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したお それがある事態
- 4 前項の報告は、次の各号に掲げる事項について行わなければならない。
- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項
- 5 本法人は、第3項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて、速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(保有個人情報の安全管理措置等)

第19条 第9条、第10条、第13条から前条までの規定は、本法人において保有個人情報を取り扱う業務を行う場合に準用する。この場合において、「個人データ」とあるのは「保有個人情報」と、第9条第1項中「保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データ(保有個人情報に該当しないものに限る。)を遅滞なく消去するよう努めなければならない。」とあるのは「保つものとする。」と読み替えるものとする。

(第三者提供の制限)

- **第20条** 本法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人 データを第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る

ことが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、 本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 本法人による当該個人データの提供が、学術研究の成果の公表又は教授のためやむ を得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
- (6) 本法人と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に、本法人が当該個人データを 学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学 術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を 除く。)。
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを 学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学 術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を 除く。)。
- 2 本法人は、本法人が法第 27 条第 2 項の規定により個人データを第三者に提供しようとするときは、当該個人データに係る取扱担当者に同項及び法施行規則第 11 条の手続を行わせるとともに、総括保護責任者を通じて個人情報保護委員会へ届け出なければならない。
- 3 前項の届出を行った総括保護責任者は、個人情報保護委員会に届出を行った旨を、保 護管理者を通じて前項により個人データを第三者に提供しようとしている取扱担当者 に通知するものとする。
- 4 本法人は、第2項の規定により届け出た事項に変更が生じるとき又は同項による提供 を停止するときは、法施行規則第11条に定めるところにより、前2項と同様に必要な手 続を行うとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用 については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 本法人は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、 名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞な く、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとする ときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に 置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第21条 本法人は、外国(個人情報の保護に関する制度を有している外国として法施行規

則第 15 条で定めるものを除く。以下この条及び第 24 条第 1 項第 2 号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて法第 4 章第 2 節の規定により個人情報取扱事業者が講じるべきこととされている措置に相当する措置(第 3 項において「相当措置」という。)を継続的に講じるために必要なものとして法施行規則第 16 条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合において、同条の規定は、適用しない。

- 2 本法人は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、法施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 本法人は、本法人が個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、法施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第22条 保護管理者は、本法人が個人データを第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第24条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、法施行規則第19条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の法施行規則第20条で定める事項を別に定める記録簿に記録しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第20条第1項各号又は第5項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第20条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。
- 2 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法施行規則第21条で定める 期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第23条 保護管理者は、本法人が第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法施 行規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。 ただし、当該個人データの提供が第20条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当 する場合は、この限りでない。
 - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 保護管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、法施行規則第23条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の法施行規則第24条で定める事項を別に定める記録簿に記録しなければならない。
- 3 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法施行規則第25条で定める 期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

- 第24条 本法人は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第20条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、保護管理者があらかじめ法施行規則第26条で定めるところにより確認することを経ないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。
 - (1) 当該第三者が本法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、法施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第 21 条第 3 項の規定は、前項の規定により取扱担当者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講じるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により保護管理者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(苦情の処理)

- 第 25 条 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 総括保護責任者は、前項の目的を達成するために、個人情報の取扱いに関する苦情窓口を次の各号の区分に従い、以下の室又は課に置く。
- (1) 法人本部の業務に関するもの 法人本部総務室
- (2) 京都府立医科大学 (附属北部医療センターを除く。) の業務に関する個人データ 京都府立医科大学事務局総務課
- (3) 京都府立医科大学附属北部医療センターの業務に関する個人データ 京都府立医科 大学事務局北部総務課
- (4) 京都府立大学の業務に関する個人データ 京都府立大学事務局総務課

(仮名加工情報の作成等)

- 第26条 本法人は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。) を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよ うにするために必要なものとして法施行規則第31条で定める基準に従い、個人情報を 加工しなければならない。
- 2 保護管理者は、取扱担当者が、仮名加工情報を作成したとき又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして法施行規則第32条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければ

ならない。

- 3 本法人は、第5条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第4条第1項 の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情 報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第8条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 本法人は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等(保有個人情報に該当しないものに限る。)を 遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第9条の規定は、 適用しない。
- 6 本法人は、第20条第1項及び第2項並びに第21条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第20条第5項中「前各項」とあるのは「第26条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第22条第1項ただし書中「第20条第1項各号又は第5項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第20条第1項各号のいずれか)」とあり、及び第23条第1項ただし書中「第20条第1項各号又は第5項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第20条第5項各号のいずれか」とする。
- 7 本法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 本法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話、郵便若しくは信書便、電報 その他の法第41条第8項で掲げる方法を用いるため、又は住居を訪問するために、当該 仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報及び仮名加工情報である個人データについては、第4条第2項及び第18 条の規定は適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

- 第27条 本法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。)を第三者に提供してはならない。
- 2 第 20 条第 5 項及び第 6 項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 27 条第 1 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 6 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第10条、第17条、第25条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報取扱 事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第10条中 「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるの は「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

(学術研究機関等の責務)

- 第28条 本法人は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この規程の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じなければならない。
- 2 本法人は、必要に応じて前項の措置の内容を公表するよう努めるものとする。

第5章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第29条 保護管理者は、個人情報ファイル(法第74条第2項各号に掲げるもの及び法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル保有届(別記第1号様式)に必要事項を記載し、総括保護責任者に届け出なければならない。
- 2 総括保護責任者は、前項の届出を受けたときは、速やかに法第74条第1項第1号から 第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令第21条第6項で定める事項並 びに法第110条各号に掲げる事項を記載した個人情報ファイル簿(別記第2号様式)を 作成し公表するものとする。

(個人情報ファイル簿の変更等)

- 第30条 保護管理者は、前条第1項の規定により届け出た内容に変更があったとき、個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿修正・削除届出書(別記第3号様式)に必要事項を記載し、総括保護責任者に届け出なければならない。
- 2 総括保護責任者は、前項の届出を受けたときは、速やかに個人情報ファイル簿を修正 し、又は当該個人情報ファイルについての記載を削除するものとする。

第6章 開示、訂正、利用停止及び是正 第1節 開示

(開示請求)

- 第31条 法第76条第1項の規定により、保有個人情報の開示の請求(以下、「開示請求」 という。)をしようとする者は、保有個人情報開示請求書(別記第4号様式。以下「開示 請求書」という。)を開示窓口に提出して行わなければならない。
- 2 前項の開示請求書の提出に当たっては、法第 77 条第 2 項に定める開示請求に係る保 有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第1項に定める開示窓口は、次の各号の区分に従い、以下の室又は課に置く。
- (1) 法人本部の業務に関する保有個人情報 法人本部総務室
- (2) 京都府立医科大学(附属北部医療センターを除く。)の業務に関する保有個人情報 京都府立医科大学事務局総務課
- (3) 京都府立医科大学附属北部医療センターの業務に関する保有個人情報 京都府立医 科大学事務局北部総務課
- (4) 京都府立大学の業務に関する保有個人情報 京都府立大学事務局総務課
- 4 開示請求をしようとする者が代理人によって開示請求をしようとするときは、その代理人は、開示請求書に、その代理人の連絡先(法人である代理人にあっては、当該法人の担当者の氏名及び連絡先)及びその代理人の法定代理人又は任意代理人の別を記載しなければならない。

5 前項の開示請求書の提出に当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類(開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。)を本法人に提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求書の補正)

第32条 本法人は、前条第1項により提出された開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示窓口において、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、必要に応じて補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する措置)

- 第33条 本法人は、法第82条第1項又は第2項の規定により保有個人情報の開示又は不開示の決定(以下「開示決定等」という。)を行ったときは、開示請求者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知しなければならない。
 - (1) 法第82条第1項の規定による通知 保有個人情報開示決定通知書(別記第5号様式)
 - (2) 法第82条第2項の規定による通知 保有個人情報不開示決定通知書(別記第6号様式)

(開示決定等の期限)

第34条 本法人は、第32条の規定による補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に、開示決定等を行わなければならない。

(期限の延長)

- 第35条 本法人は、法第83条第2項により前条に定める期限を延長するときは、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第7号様式)により、開示請求者に通知しなければならない。
- 2 本法人は、法第84条の規定により前条に定める期限を延長するときは、保有個人情報 開示決定等期限特例通知書(別記第8号様式)により、開示請求者に通知しなければな らない。

(事案の移送)

第36条 本法人は、法第85条第1項の規定により事案を他の行政機関の長等に移送をしたときは、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第9号様式)により、開示請求者に通知しなければならない。

(第三者の意見聴取等)

第37条 本法人は、法第86条第3項の開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間以上の期間を設けるとともに、開示決定後直ちに、第三者情報開示決定通知書(別記第10号様式)により、当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第38条 保有個人情報の開示は、開示請求をするに当たって申し出た開示の方法により、 当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているものにあっては閲覧又は写しの交 付(写しの送付を申し出た場合にあっては、郵送)により行い、電磁的記録に記録されているものにあっては保存媒体の交付又は郵送により行う。

2 開示請求者は、開示請求書に記載した開示の方法等について変更を申し出る場合又は本法人から開示請求書に記載した開示の方法等により開示を実施することができない旨の通知を受けた場合は、保有個人情報開示実施方法等申出書(別記第11号様式)により開示の方法等を申し出なければならない。

(簡易な手続による保有個人情報の提供)

- 第39条 本法人は、別に定める保有個人情報については、本人又はその代理人からの口頭による求め(以下この条において単に「求め」という。)に応じて、遅滞なく、当該本人の保有個人情報を提供することができるよう努めるものとする。
- 2 前項の求めをする者は、法第77条第2項の規定の例により、当該求めに係る保有個人情報の本人(代理人による求めにあっては、当該保有個人情報の本人の代理人)であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求等に係る費用負担)

- 第40条 本法人に対する開示請求又は開示の実施に係る費用(法第89条第7項に規定する手数料を含む。)は、次項及び第3項並びに政令第28条第5項に定めるもののほか、 徴収しない。
- 2 本法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者が、保有個人情報の写しの 交付を受けるときは、その写しの作成に要する費用を別に定めるところにより納付しな ければならない。
- 3 前項の場合において、保有個人情報の開示を受ける者が開示請求書等において写しの 送付を申し出たときは、前項の費用と併せて、送付に要する費用を別に定めるところに より納付しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求)

- 第41条 法第90条の規定により保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。) の請求(以下「訂正請求」という。)をしようとする者は、保有個人情報訂正請求書(別 記第12号様式。以下「訂正請求書」という。)を提出して行わなければならない。
- 2 前項の訂正請求書の提出に際しては、訂正の請求をしようとする者は、法第91条第2項に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第31条第4項及び第32条の規定は、訂正請求書について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、同条中「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、同項及び同条中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と読み替えるものとする。

(保有個人情報の訂正)

第 42 条 本法人は、訂正請求があった場合は、当該訂正請求に係る保有個人情報を調査 し、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利 用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する措置)

- 第 43 条 本法人は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨又は訂正をしない旨の 決定(以下「訂正決定等」という。)を行ったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、訂 正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、当該各号に定める通知書により 通知しなければならない。
 - (1) 法第 93 条第 1 項の規定による通知 保有個人情報訂正決定通知書 (別記第 13 号様式)
 - (2) 法第 93 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報不訂正決定通知書(別記第 14 号 様式)

(訂正決定等の期限)

第44条 本法人は、第41条第3項において準用する第32条の規定による補正に要した 日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に、前条の決定を行わなければならな い。

(期限の延長)

- 第45条 本法人は、法第94条第2項により前条に定める期限を延長するときは、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記第15号様式)により、訂正請求者に通知しなければならない。
- 2 本法人は、法第95条の規定により前条に定める期限を延長するときは、保有個人情報 訂正決定等期限特例通知書(別記第16号様式)により、訂正請求者に通知しなければな らない。

(事案の移送)

第46条 本法人は、法第96条第1項の規定により事案を他の行政機関の長等に移送するときは、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第17号様式)により、訂正請求者に通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第47条 本法人は、保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求)

- 第48条 法第98条の規定により保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)しようとする者は、保有個人情報利用停止請求書(別記第18号様式。以下「利用停止請求書」という。)を提出して行わなければならない。
- 2 前項の利用停止請求書の提出に際しては、利用停止の請求をしようとする者は、法第99条第2項に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第31条第4項及び第32条の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、同条中「開示請求者」

とあるのは「利用停止請求者」と、同項及び同条中「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と読み替えるものとする。

(保有個人情報の利用停止)

第49条 本法人は、利用停止請求があった場合は、当該利用停止請求に係る保有個人情報 を調査し、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本法人における個人情報の 適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の 利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることによ り、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適 正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第50条 本法人は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)を行ったときは、利用停止の請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知しなければならない。
 - (1) 法第 101 条第 1 項の規定による通知 保有個人情報利用停止決定通知書 (別記第 19 号様式)
 - (2) 法第 101 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報利用不停止決定通知書 (別記第 20 号様式)

(利用停止決定等の期限)

第51条 本法人は、第48条第3項において準用する第32条の規定による補正に要した 日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内に、前条の決定を行わなければなら ない。

(期限の延長)

- 第52条 本法人は、法第102条第2項により前条に定める期限を延長するときは、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別記第21号様式)により、利用停止請求者に通知しなければならない。
- 2 本法人は、法第 103 条の規定により前条に定める期限を延長するときは、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書(別記第 22 号様式)により、利用停止請求者に通知しなければならない。

第4節 審査請求

(審査請求に対する措置)

- 第53条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用 停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、本法人は、次の各号のいずれ かに該当する場合を除き、京都府情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」とい う。) に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求に対する裁決(以下「裁決」という。)で、審査請求の全部を認容し、当該 審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の

開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を することとする場合
- 2 本法人は、前項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨 を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に 規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- **第54条** 第37条の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5節 是正の申出

(是正の申出)

- 第55条 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年京都府条例第32号)第5条第1項の規定により、自己の個人情報の取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。) しようとする者は、個人情報取扱是正申出書(別記第23号様式)を提出して行わなければならない。
- 2 本法人は、是正の申出があったときは、遅滞なく、必要な調査を行った上、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を個人情報取扱是正申出処理通知書(別記第24号 様式)により当該是正の申出をした者に通知しなければならない。
- 3 本法人は、前項の規定による通知を行ったときは、当該是正の申出の内容及び本法人 が行った処理の内容について審議会に報告するものとする。
- 4 第31条第4項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。この場合に おいて同項中「開示請求者」とあるのは「是正の申出をする者」と、「開示請求書」とあ るのは「個人情報取扱是正申出書」と読み替えるものとする。

第7章 京都府公立大学法人匿名加工情報の提供

(京都府公立大学法人匿名加工情報の作成及び提供等)

- 第56条 本法人は、京都府公立大学法人匿名加工情報を作成することができる。
- 2 本法人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、京都府公立大学法人匿名加工 情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合(この章の規定に従う場合を含む。)
- (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した京都府公立大学法人匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 本法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、京都府公立大学法人匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集)

第57条 本法人は、定期的に、募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、本法人が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に法第110条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条の提案を募集することができる。

(京都府公立大学法人匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第58条 前条の規定による募集に応じて京都府公立大学法人匿名加工情報をその事業の 用に供しようとする者は、本法人に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

(提案の審査等)

- 第59条 本法人は、前条の提案があったときは、当該提案が法第114条第1項各号に掲 げる基準に適合するかどうかを審査する。
- 2 本法人は、前項の規定により審査した結果、前条の提案が法第 114 条第 1 項各号に掲 げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる 事項を書面により通知するものとする。
- (1) 法第 115 条の規定により本法人との間で京都府公立大学法人匿名加工情報の利用に 関する契約を締結することができる旨
- (2) 納付すべき手数料の額
- (3) 手数料の納付方法
- (4) 手数料の納付期限
- (5) 京都府公立大学法人匿名加工情報の提供の方法
- 3 本法人は、第1項の規定により審査した結果、前条の提案が法第114条第1項各号に 掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、理由を 付して、その旨を通知するものとする。

(京都府公立大学法人匿名加工情報の作成等)

- 第60条 本法人は、京都府公立大学法人匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして法施行規則第62条で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 前項の規定は、京都府公立大学法人匿名加工情報の作成の委託 (2以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(京都府公立大学法人匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

- 第61条 本法人は、京都府公立大学法人匿名加工情報を作成したときは、当該京都府公立 大学法人匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、 個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 京都府公立大学法人匿名加工情報の本人の数及び京都府公立大学法人匿名加工情報 に含まれる情報の項目
 - (2) 次条の提案を受ける組織の名称及び所在地
 - (3) 次条の提案をすることができる期間

(作成された京都府公立大学法人匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等) 第62条 第58条及び第59条の規定は、前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第 1号に掲げる事項が記載された京都府公立大学法人匿名加工情報をその事業の用に供 しようとする者が行う提案について準用する。当該京都府公立大学法人匿名加工情報に ついて法第115条の規定により本法人と京都府公立大学法人匿名加工情報の利用に関す る契約を締結した者が、当該京都府公立大学法人匿名加工情報をその用に供する事業を 変更しようとするときも、同様とする。

(京都府公立大学法人匿名加工情報の利用に関する契約締結に係る手数料)

- 第63条 法第119条第8項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
- (1) 京都府公立大学法人匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 京都府公立大学法人匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 法第 118 条第 2 項において準用する法第 115 条の規定により京都府公立大学法人匿名 加工情報の利用に関する契約を本法人と締結する者が、法第 119 条第 8 項の規定により 納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる京都府公立大学法人匿名加工 情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第 115 条の規定により当該京都府公立大学法人匿名加工 情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第 8 項の規定により納付しなければ ならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第 115 条 (法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により当該京都府公立大学法人匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万 2,600円
- 3 前2項の手数料(次項において「手数料」という。)は、別に定める方法により納付しなければならない。
- 4 既納の手数料は、還付しない。

(京都府公立大学法人匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

- 第64条 本法人は、法第115条の規定により本法人と京都府公立大学法人匿名加工情報 の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を 解除することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
 - (2) 法第 113 条各号(法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。) のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

- 第65条 本法人は、京都府公立大学法人匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該京都府公立大学法人匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該京都府公立大学法人匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 本法人は、京都府公立大学法人匿名加工情報、第56条第4項に規定する削除情報並び に第60条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条に おいて「京都府公立大学法人匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要 な措置を講じるものとする。
- 3 前2項の規定は、本法人から京都府公立大学法人匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第66条 京都府公立大学法人匿名加工情報等の取扱いに従事する取扱担当者若しくは取 扱担当者であった者又は前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従 事していた者は、その業務に関して知り得た京都府公立大学法人匿名加工情報等の内容 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第67条 本法人は、匿名加工情報(法第60条第3項に定める行政機関等匿名加工情報(京都府公立大学法人匿名加工情報を含む。)を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、法施行規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 2 取扱担当者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 本法人は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして法施行規則第67 条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものと する。
- 4 前2項の規定は、本法人から匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第8章 雑則

(移送された事案の取扱い)

第68条 他の行政機関の長等から移送された事案に係る開示、訂正又は利用停止に係る 手続は、第36条から第52条までの規定に準じて取り扱うものとする。 (適用除外)

第69条 本法人における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく特定個人情報等の取扱いその他特定個人情報等の保護については、京都府公立大学法人個人番号及び特定個人情報取扱規程(京都府公立大学法人規程第37号)の定めるところによる。

(その他)

第70条 この規程に定めるもののほか、本法人における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

総括保護責任者 様

所 属 職 氏 名

個人情報ファイル保有届

下記の個人情報ファイルを保有しましたので、届出します。

1 個人情報ファイルの名称	
2 個人情報ファイル保有機関 の名称	京都府公立大学法人
3 個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	
4 個人情報ファイルの利用目 的	
5 記録項目	
6 記録範囲	
7 記録情報の収集方法	
8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
9 記録情報の経常的提供先	

10 開示請求等を受理する組織	(名 称)				
の名称及び所在地	(所在地)				
11 訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別の 手続等					
	□法第 60 条第 2 項第 1 号	□法第 60 条第 2 項第 2 号			
12 個人情報ファイルの種別	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイル)			
	政令第 21 条第7項に該当するファイル ロ有 □無				
13 京都府公立大学法人匿名加 工情報の提案の募集をする個 人情報ファイルである旨					
14 京都府公立大学法人匿名加 工情報の提案を受ける組織の 名称及び所在地					
15 京都府公立大学法人匿名加 工情報の概要					
16 作成された京都府公立大学 法人匿名加工情報に関する提 案を受ける組織の名称及び所 在地					
17 作成された京都府公立大学 法人匿名加工情報に関する提 案をすることができる期間					
18 記録情報に要配慮個人情報 が含まれているときはその旨					
19 備 考					

1 個人情報ファイルの名称	
2 個人情報ファイル保有機関 の名称	京都府公立大学法人
3 個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる組 織の名称	
4 個人情報ファイルの利用目 的	
5 記録項目	
6 記録範囲	
7 記録情報の収集方法	
8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
9 記録情報の経常的提供先	
10 開示請求等を受理する組織	(名 称)
の名称及び所在地	(所在地)
11 訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別の 手続等	

□法第 60 条第 2 項第 1 号	□法第60条第2項第2号
(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイル)
政令第 21 条第7項に該当するフ	
□有□無	
	(電算処理ファイル)

年 月 日

総括保護責任者 様

所 職 氏 名

個人情報ファイル簿修正・削除届出書

1 修 正

' ''		
個人情報ファ		
イルの名称		
保有する所属		
の名称		
変更年月日	年	月日
変 更 事 項	変更前	変更後

2 削 除 削除日

年 月 日

保有個人情報開示請求書

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

(ふりがな)

		<u>氏名</u>				生年	月日	年	月	日
		住所又は原	引							
		〒				Tel		()	J	
		連絡先(上	記以外の連	絡先がある	る場合・代	理人に	こより	ノ請求 しんりょう かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	するり	<u>場合</u>)
		₹				Tel		()	ı	
		代理人の氏	名又は名称	<u> </u>						
	個人情報の保護に	関する法律	津(平成15年	法律第57	号)第76	条第 1	項の	規定に	こより	し、下
	のとおり保有個人				J , J, -			.,,,,		•
		V	C #17.7.	記						
1	開示を請求する	保有個人情	報(具体的		てください	()				
•	mn chan i o	不可陷入情	CHT175/ NT		<u> </u>	7 0 /				
2	サルス明二の中	₩c ++ 2+ 4 4								
_	求める開示の実		とかい担合も	ぐちします	. \					
	<u>(希望する方法</u> ア又はイに〇印					中佐	π±	:+ T4 7	ræte	10 +
	アメはれたOFI 記載してください		にさい。ア	を迭択し	に場合は	、夫旭	いカ	法及し	/布主	<u> </u>
	記載してくださり	' o								
	ア 事務所におけ	ける開示の実	施を希望しま	ます 。						
			1 口写し							
	く実施の希望			1 日						
	イ 写しの送付き									
_										
3	本人確認等		/		- 15 - m 1	/ L =	\$ L	+1: \		
	ア開示請求者		(イを記載) 代理人(ウス			(ウ及ひ	エを	記載)		
	イ 請求者本人確			X O. 43 5 803	#.% /					
	口運転免許証	□健康保障	食被保険者証							
	口個人番号カー									
	口在留カード、	特別永住者記	証明書又は特	別永住者訂	E明書とみ	なされ	る外国	国人登	録証明	月書
	│ □その他(│ ※ 請求書の送	/+/- ヒス====	せの担合は・	<i>)</i> 加ラアAFE	亜の足し	(海宝)	+ =	r =± d	: 111 2∩	- M
	内に作成され					(授 子)	ታ ጥ ዛ	」。胡水	. Hil 90	口以
	ウ 本人の状況等					記載1.1	てくだ	さい。		
	本人の状況								<u></u>	
	エ 法定代理人が						提出し	てくた	ださい	١,
	請求資格確認		■籍謄本 □)	Ü
	※ 代理人によ				ることを証	E明する	書類	につい	ては	、請
	求前30日以内									
	オー任意代理人が				ください。	0				
	請求資格確認 ※ 代理人によ		§任状 □そり の場合は 4		スニレた証 スニレた証	/ [旧 ま ヹ	、聿粨	につい	ナル	詿
	求前30日以内				の一こで 記	ר אם א	百块	1- 76	· C 16.	、同目
	-1411100 H WL	II /2 C 10	U -> 1 - FX /	, , , ,						

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報 (全部開示・部分開示)
- 2 不開示とした部分とその理由(開示しない理由が消滅する期日)
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公立大学法人に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都 府公立大学法人を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが できます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日か ら1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等
 - (1) 開示の実施の方法等
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。) 時間:
 - 場所:
 - (3) 写しの交付を希望する場合の交付に要する費用(見込額)
 - (4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由 (開示しない理由が 消滅することがある 場合はその期日)	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公立大学法人に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府公立大学法人を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等				
延長後の期間	日(開示決定等期限	年	月	日)
延長の理由				

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報開示決定等期限特例通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
法第84条の規定(開示 決定等の期限の特例) を適用する理由	
残りの保有個人情報に ついて開示決定等をす る期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を 行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決 定等を行う予定です。) 年 月 日

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等		
移送をした日	年 月 日	
移送の理由		
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課係名: 担当者名: 所在地: 電話番号:	

様

京都府公立大学法人理事長印

第三者情報開示決定通知書

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示することとした 理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公立大学法人に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府公立大学法人を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

保有個人情報開示実施方法等申出書

住所又は居所	
<u>氏名 生年月日 年</u> 住所又は居所	
<u>氏名 生年月日 年</u> 住所又は居所	
住所又は居所	_
	<u>月</u> E
= T ₌ , / \	
TEL ()	
連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求す	る場合
Ţ TEL ()	
代理人の氏名又は名称	
個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定によ	:り、下
記のとおり申出をします。	
=-7	
記	
1 保有個人情報開示決定通知書の番号等	
文書番号:第一号	
日付: 年月日	
H (). T // H	
2 求める開示の実施方法	
開示請求に係る保有個人情報	
の名称等	
(1) 閲覧 ② *** (1)	
② 一部 ()
(2) 複写した ① 全部	
)
土のの森は ② 一部(,
ものの交付② 一部(
3 開示の実施を希望する日	
3 開示の実施を希望する日 年 月 日 午前・午後	
3 開示の実施を希望する日)
3 開示の実施を希望する日 年 月 日 午前・午後	
3 開示の実施を希望する日年月日午前・午後 4 「写しの送付」の希望の有無 有 ・ 無	
3 開示の実施を希望する日 年 月 日 午前・午後	ま合には

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

(ふりが	な)					
<u>氏名</u>		生年月日	年	月	В	
住所り	なは居所					
<u> </u>		Tel	()	
連絡兒	モ(上記以外の連絡先がある場合・f	代理人によ	り請求	する	場合)	
<u>Ŧ</u>		Tel	()	
<u>代理</u> ,	人の氏名又は名称					
個人情報の保護に関する 記のとおり保有個人情報 <i>0</i>		条第1項 <i>0</i>)規定	によ	り、下	
	后					
1 訂正請求に係る保有	年 月 日					
個人情報の開示を受け	※ 保有個人情報の開示を受けた日	から90日以[内に限	ります	۲	
た日	(法第90条第3項)。					
2 開示決定に基づき開	開示決定通知書の文書番号:	日付: 年	月	В		
示を受けた保有個人情	開示決定に基づき開示を受けた保有個人			_		
報		III IK • • II I · ·				
ТИ	-					
	(趣旨:どのような訂正を求めるかにつ	いて記載して	くださ	い。)		
3 訂正請求の趣旨及び						
理由	(理由:訂正請求の趣旨を裏付ける根拠	について記載	えしてく	ださい	\ °)	
4 本人確認等						
	人(イを記載) 口 法定代理人	(ウ及びエる	と記載)			
	代理人(ウ及びオを記載)					
イ 請求者本人確認書類	- 15 55 1 1 15 55 ± 5					
	を保険被保険者証 - R. ままり舞も、ドバタミュサのもの。	۱۵)				
	:民基本台帳カード(住所記載のある: :者証明書又は特別永住者証明書とみ;		B 1 2×4	:异言T FF	1 🖶	
ロモョカード、特別水は ロその他(: 日証明音又は特別水圧日証明音で <i>のが</i>)	4 C 1 1 0 7 1 E	비ᄉ묘ᆈ	水証ツ]盲	
	。 『求の場合は、加えて住民票の写し(礼	复写は不可。	請求詢	前30日	以内	
に作成されたものに限ります。)を提出してください。						
ウ 本人の状況等 <u>(法定代理人</u>	又は任意代理人が請求する場合にのみ記述	載してくださ	い。)			
	口成年被後見人 口任意代理人委任					
	合、次のいずれかの書類を提示し、		こくだ	さい。		
	戸籍謄本 □登記事項証明書 □その		コンティ	-} ==) E -13-24	
※ 代理人による訂正請求 30日以内に作成されたも	その場合は、代理人であることを証明 ^っ のに限ります	りる音類に、	ייינו	よ、語	逐步	
	のに吸りより。 場合、次の書類を提出してください。					
請求資格確認書類 □)				
	の場合は、代理人であることを証明	する書類につ	ついて	ま、請	求前	
30日以内に作成されたも						

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公立大学法人に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府公立大学法人を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公立大学法人に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府公立大学法人を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等			
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年	月	日)
延長の理由			

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報訂正決定等期限特例通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等						
法第95条の規定(訂正 決定等の期限の特例) を適用する理由						
訂正決定等をする期 限	年	月	日			

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等			
移送をした日	年 月 日		
移送の理由			
移送先の行政機関の 長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課係名: 担当者名: 所在地: 電話番号:		
備考			

保有個人情報利用停止請求書

						年	月	日
京都府公立大学法人	(理事長	様						
(,	ふりがな)							
<u>B</u>	氏名				生年月日	年	月	日
值	主所又は居	号所						
<u> </u>	Ē				Tel (()		
道	重絡先(上	記以外の連続	絡先があ	る場合・代	理人により	請求	するナ	場合)
<u> </u>	Ē				Tel (<u> </u>		
<u> </u>	大理人の日	氏名又は名称	,					
個人情報の保護に関 記のとおり保有個人情		用停止を請求		7号)第99	条第1項の	規定に	こより	八下
1 利用停止請求に	年	三月 日						
係る保有個人情報	※ 保有	面人情報の閉	開示を受け	けた日から9	0日以内に限	ります	上(法	第98
の開示を受けた日	条第3項	()						
2 開示決定に基づ	開示決定	通知書の文書	書番号 :	, E	 日付: 年	月日	3	
き開示を受けた保		に基づき開え		-	• •			
有個人情報								
	(趣旨)							
	· ·	8条第1項第1	1 旦 ⇒ 业		日の店に 口	3年十		
3 利用停止請求の						旧五		
趣旨及び理由		3条第1項第2						
	(埋田: 	利用停止請求の	り趣旨を表	付ける根拠に	こついて記載し	こてくだ	ころい	。)
 4 本人確認等								
4 本人確認等 ア 利用停止請求者		 :人(イを記載	#\		(古 फ フ ピ エ	たむ針	÷ \	
7 利用停止调水有	·	・人(1 を配収 ・意代理人(ウ			、(ウ及びエ	で記戦	()	
 イ 請求者本人確認書		思10年入()	/ 及 ひ オ を	· 市区 卑义 /				
口運転免許証		陰被保険者証	F					
口個人番号カート				記載のある	らもの)			
口在留カード、特	寺別永住者	証明書又は特	持別永住者	証明書とみ	なされる外	国人登	録証	明書
口その他()					
※ 請求書の送付に					(複写は不可	。請求	前30	日以
内に作成されたも					1載してノゼー			
本人の状況 □未						<u>: 610)</u>	_	
エ 法定代理人が請求						てくだ	きさい	_
請求資格確認書類						C \ / / _)
※ 代理人による和						類につ	いって	′
請求前30日以内に				,		/A! - >		
オー任意代理人が請求				ください				
)			

※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、

請求前30日以内に作成されたものに限ります。

 番
 号

 年
 月

 日

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

(利用停止決定の内容)
(利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公立大学法人に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府公立大学法人を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請	
求に係る保	
有個人情報	
の名称等	
利用停止を	
しないこと	
とした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公立大学法人に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府公立大学法人を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係 る保有個人情報の 名称等			
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限年	月	日)
延長の理由			

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止 決定等の期限の特例) を適 用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

保有個人情報取扱是正申出書

年 月 日

一类	ハキす	-₩:+	しまませ	5 E	++
京都府?	ムエノ	(子法)	乀珄≢	₹ ₹	様

	(ふりが	(な)				
	氏名		生年月日	年	月	日
	住所又	スは居所				
	₹		Tel	()
		〒(上記以外の連絡先がある場合・	代理人によ	り請す	えする	· 場合)
	Ŧ		TEL	(, ,)
		人の氏名又は名称	. 	•		,
	14-17	(4) D(10) 11(1)				
	個人情報の保護に関する	。 法施行条例(令和 4 年京都府条條	列笙32 星)智	至5冬	笋 1 T	百の钼
		R有個人情報の取扱いの是正を申		わし木	יי נאכ	只マノバル
Æ		N有個人情報の現象の必定正と中	СШАЭ。			
		=7				
		記				
1	是正を求める保有個					
	人情報の取扱					
	7\1H TX \ 2\1\1\1\					
		(趣旨:どのような是正を求めるかに*	ついて記載して	てくださ	い。)	
2	是正申出の趣旨及び					
	理由	 (理由:是正の申出の趣旨を裏付けるホ	退拠について記	記載して	こくだる	さい。)
	4 H	(THI. ZEEO, HOZEL EXTITO	K)C1 0 C1	10 +20 0	/	_ 0 0 /
_	大人难 致生					
3		- 1 / / 大記載) 口 计空处理 1	(占及 なです	<i>t</i> . =⊐ =1:	`	
3 ア	是正申出者 □ 本	–	、(ウ及びエ	を記載)	
ア	是正申出者 □ 本 □任意	「人(イを記載) ロ 法定代理人 【代理人(ウ及びオを記載)	、(ウ及びエ	を記載)	
	是正申出者 □ 本 □任意 申出者本人確認書類	代理人(ウ及びオを記載)	、(ウ及びエ	を記載)	
ア	是正申出者 口 本 口任意 日本	–		を記載)	
ア	是正申出者 ロ 本 ロ任意 ロ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	代理人(ウ及びオを記載) 保険被保険者証	もの)			書
ア	是正申出者 口 本 口任意 中出者本人確認書類 口運転免許証 口健康 口個人番号カード又は住口在留カード、特別永住口その他(代理人(ウ及びオを記載) 任保険被保険者証 民基本台帳カード(住所記載のある 者証明書又は特別永住者証明書とみ)	もの) なされる外	国人登	録証明	
ア	是正申出者 口 本 口任意 中出者本人確認書類 口運転免許証 口健康 口個人番号カード又は住口在留カード、特別永住口その他(※ 請求書の送付による。	武代理人(ウ及びオを記載) 在保険被保険者証 E民基本台帳カード(住所記載のある E者証明書又は特別永住者証明書とみ) 請求の場合は、加えて住民票の写し	もの) なされる外	国人登	録証明	
ア	是正申出者 口 本 口任意 日本 日本 日任意 日出者本人確認書類 日運転免許証 日健康 日個人番号カード又は住日 在留カード、特別永住日その他(※ 請求書の送付によるほ に作成されたものに限	(代理人(ウ及びオを記載) (保険被保険者証 (民基本台帳カード(住所記載のある (者証明書又は特別永住者証明書とみ) 情求の場合は、加えて住民票の写し ります。)を提出してください。	もの) なされる外 (複写は不可	国人登	録証明 前30E	
ア	是正申出者 口 本 口任意 日本	代理人(ウ及びオを記載) 在保険被保険者証 民基本台帳カード(住所記載のある 者証明書又は特別永住者証明書とみ) 請求の場合は、加えて住民票の写し ります。)を提出してください。 又は任意代理人が請求する場合にのみ証	もの) なされる外 (複写は不可 !載してくださ	国人登	録証明 前30E	
ア イ	是正申出者 口 本 口任意 日本	代理人(ウ及びオを記載) 保険被保険者証 民基本台帳カード(住所記載のある 者証明書又は特別永住者証明書とみ) 請求の場合は、加えて住民票の写し ります。)を提出してください。 又は任意代理人が請求する場合にのみ覧 「口成年被後見人」口任意代理人委	もの) なされる外 (複写は不可 (載してくださ 任者	国人登	録証明 前30日 -	
ア イ	是正申出者 口 本 口任意 日日	代理人(ウ及びオを記載) (保険被保険者証 民基本台帳カード(住所記載のある 者証明書又は特別永住者証明書とみ) 請求の場合は、加えて住民票の写し ります。)を提出してください。 (又は任意代理人が請求する場合にのみ記 は一成年被後見人 口任意代理人 にのよう。	もの) なされる外 (複写は不可 !載してくださ 任者 又は提出し	国人登	録証明 前30日 -	
ア イ ウ ー	是正申出者 口 本 口任意 中出者本人確認書類 口運転免許証 口健康 口個人番号カード又は住口在留カード、特別永住口その他(※ 請求書の送付によるに作成されたものに限本人の状況 口未成年者 法定代理人が請求する場請求資格確認書類 口	代理人(ウ及びオを記載) (保険被保険者証 民基本台帳カード(住所記載のある 者証明書又は特別永住者証明書とみ) 請求の場合は、加えて住民票の写し ります。)を提出してください。 又は任意代理人が請求する場合にのみ記 合、次のいずれかの書類を提示し、 戸籍謄本 口登記事項証明書 口その	もの) なされる外 (複写は不可 !載してくださ 任者 又は提出し の他(国人登 。請求 <mark>!い。)</mark> てくだ	録証明 前30E - さい。	3以内
ア イ ウ ー	是正申出者 口 本 口任意 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	代理人(ウ及びオを記載) (保険被保険者証 に民基本台帳カード(住所記載のある) 注者証明書又は特別永住者証明書とみ) 請求の場合は、加えて住民票の写しります。)を提出してください。 (又は任意代理人が請求する場合にのみ記	もの) なされる外 (複写は不可 !載してくださ 任者 又は提出し の他(国人登 。請求 <mark>!い。)</mark> てくだ	録証明 前30E - さい。	3以内
ア イ ウ エ	是正申出者 口 本 口任意 中出者本人確認書類 口運転免許証 口健康 口個人番号カード又は住口 合在留カード、特別永住口 その他 (※ 請求書の送付による。 に作成されたものに限本人の状況 口未成年表表 (法定代理人が請求する場話求資格確認書類 口 法 (法定代理人のよる申出の以内に作成されたもの	代理人(ウ及びオを記載) (保険被保険者証 (民基本台帳カード(住所記載のある (者証明書又は特別永住者証明書とみる。) 情求の場合は、加えて住民票の写し ります。)を提出してください。 (又は任意代理人が請求する場合にのみ配 (対合、次のいずれかの書類を提示し、 (日産代理人であることを証明する。) (日度のように限ります。)	もの) なされる外 (複写は不可 !載してくださ 任者 又は提出し の他(国人登 。請求 <mark>!い。)</mark> てくだ	録証明 前30E - さい。	3以内
ア イ ウ エ	是正申出者 口 本 口任意 申出者本人確認書類 口運転免許証 口健康口値人番号カード又は住口在留カード、特別永住口その他(※ 請求書の送付によるに作成されたものに限本人の状況 口未成年表法定代理人が請求する場 法定代理人が請求する場 パ理人による申出のり以内に作成されたもの任意代理人が請求する場	代理人(ウ及びオを記載) (保険被保険者証 ・民基本台帳カード(住所記載のある。) ・諸求の場合は、加えて住民票の写しります。)を提出してください。 (又は任意代理人が請求する場合にのみなが、のよれの書類を提示し、一段音に、一登記事項証明書 口をはます。 ・ は、代理人であることを証明する。 ・ 次のの書類を提出してください。	もの) なされる外 (複写は不可 !載してくださ 任者 又は提出し の他(国人登 。請求 <mark>!い。)</mark> てくだ	録証明 前30E - さい。	3以内
ア イ ウ エ	是正申出者 口任意 申出者本人確認書類 口運転免許証 口健康口価人番号カード又は住口在留カード、特別永住口表の他(※ 請求されたものに限本人の状況等 (法定代理人 本人の状況 口未成年者法資格確認書類 口に作成されたもの任意代理人が請求する場話求資格確認書類 口に行理人が請求する場話求資格確認書類 口に	代理人(ウ及びオを記載) (保険被保険者証 (民基本台帳カード(住所記載のある) (計求の場合は、加えて住民票の写しります。)を提出してください。 (又は任意代理人が請求する場合にのみ配す。) を提出してください。 (又は任意代理人が請求する場合にのみ配す。) では、世意代理人を表し、日前に関係を提示し、日籍謄本 口登記事項証明書 口をは場合は、代理人であることを証明するに限ります。 (は、代理人であることを証明する)	もの) なされる外 (複写は不可 (載してくださ を任者 又は提出し の き の き が う き が う い う う う う う う う う う う う う う う う う う	国人登 。請求 い。) てくだ ては、	録証明 前30 E さい。 申出前) (130日
ア イ ウ エ	是正申出者 口任意 申出者本人確認書類 口運転免許証 口健康口価人番号カード又は住口在留カード、特別永住口表の他(※ 請求されたものに限本人の状況等 (法定代理人 本人の状況 口未成年者法資格確認書類 口に作成されたもの任意代理人が請求する場話求資格確認書類 口に行理人が請求する場話求資格確認書類 口に	代理人(ウ及びオを記載) (保険被保険者証 (民基本台帳カード(住所記載のある) (者証明書又は特別永住者証明書とみ) (清求の場合は、加えて住民票の写しります。)を提出してください。 (又は任意代理人が請求する場合にのみ話 (計算) (計算) (計算) (計算) (計算) (計算) (計算) (計算)	もの) なされる外 (複写は不可 (載してくださ を任者 又は提出し の き の き が う き が う い う う う う う う う う う う う う う う う う う	国人登 。請求 い。) てくだ ては、	録証明 前30 E さい。 申出前) (130日

様

京都府公立大学法人理事長印

保有個人情報個人情報取扱是正申出処理通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法施行条例(令和4年京都府条例第32号)第5条第4項の規定により、通知します。

是正の申出に係る個 人情報の取扱い	
求めた是正の趣旨	
	(処理内容)
処理の内容及び理由	(処理理由)